

平成19年度実績評価書要旨

担当部局名：
 職業安定局高齢・障害者雇用対策部
 高齢者雇用対策課(個別目標1, 2, 3)
 職業安定局高齢・障害者雇用対策部
 障害者雇用対策課(個別目標4, 5, 6)
 職業安定局若年者雇用対策室
 (個別目標7, 8, 9)
 職業安定局外国人雇用対策課
 (個別目標10, 11)
 職業安定局雇用開発課(個別目標12)

評価実施時期：平成19年8月

| 施策名 | 高年齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること | 政策体系上の位置付け |
|-------|---|---|
| 施策の概要 | <p>(IV-3-1)</p> <p>人口減少下における経済社会情勢の変化、雇用情勢の変化、雇用・就業形態の多様化に的確に対応するため、働く希望を持つすべての者の就業参加の実現、良質な雇用の創出、セーフティネットの整備等に向け、積極的雇用政策の推進に取り組む必要がある。</p> <p>このような観点から、</p> <p>(1) 高年齢者等の雇用の安定・促進 (2) 障害者の雇用の安定・促進 (3) 若年者の雇用の安定・促進 (4) 外国人の雇用の安定・促進 (5) 就職困難者等の円滑な就職支援</p> <p>といった労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図るための諸施策を講じているところである。</p> <p>(1) 高年齢者等の雇用の安定・促進 ○目的等： 定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高年齢者の安定した雇用の確保の促進、高年齢者等の再就職の促進、定年退職者その他の高年齢退職者に対する就業の機会の確保等の措置を総合的に講じ、もって高年齢者等の職業の安定その他福祉の増進を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>(2) 障害者の雇用の安定・促進 ○目的等： 障害者雇用促進法は、障害者が職業生活において自立することを促進するための措置を総合的に講じ、もって障害者の職業の安定を図ることを目的としており、これに基づき、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者に対するきめ細かな相談、職業紹介等を実施することを通じて障害者の就職の促進 ・障害者雇用率制度の厳格な運用を通じて障害者の雇入れの促進 ・雇用・福祉等との連携等による障害者の就労支援の強化 <p>等を目的とし、これらを実現するため各事業を実施している。</p> <p>(3) 若年者の雇用の安定・促進 ○目的等： 若者の職業意識の変化や人材ニーズの変化等を背景としたフリーターの増加傾向の転換を確かなものとするため、フリーター25万人常用雇用化プランを推進するとともに、学生から職業人への円滑な移行の実現を図ることを目的とする。</p> | <p>基本目標IV 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること</p> <p>施策目標3 労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること</p> |

(4) 外国人の雇用の安定・促進

○目的等：

外国人労働者の雇用の動向の把握に努めるとともに、公共職業安定機関の外国人求職者に関する職業紹介、職業相談機能・体制の一層の整備・充実に努め、さらに、雇用管理の改善を図るための事業主への指導、援助等の一層の充実に努めることで、外国人労働者の適正な受入れ、適正な雇用・労働条件を確保することを目的とする。

(5) 就職困難者等の円滑な就職支援

○目的等：

i 高年齢者、障害者その他就職が特に困難な者の雇用機会の増大を図るため、これらの者を、公共職業安定所又は有料・無料職業紹介事業者の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対し、特定就職困難者雇用開発助成金を支給することにより、就職困難者等の円滑な就職等を図ることを目的とする（根拠法令：雇用保険法第62条第1項第3号及び第5号）。

また、雇用失業情勢が厳しい場合に再就職援助計画対象者の早急な再就職を促進するため、厚生労働大臣が「雇用に関する状況が全国的に悪化したと認める」場合等に、再就職援助計画対象者（45歳以上60歳未満）を雇い入れる事業主に対し、緊急就職支援者雇用開発助成金を支給する。

ii 就労・自立の意欲が一定程度以上ある生活保護受給者及び児童扶養手当受給者に対して、個々の対象者の態様、ニーズ等に応じた就職支援を行う。

iii ホームレスが多数存在する地域において、就業による自立の意思があるホームレスを対象に、就業支援相談や、ホームレスの就業ニーズに合った仕事・職場体験講習の開拓・提供を、地方公共団体等で構成される協議会に委託して実施し、その就業による自立を図る。

iv 不良債権処理の影響により離職を余儀なくされる者に対する体系的な再就職支援（不良債権処理就業支援特別奨励金を活用した常用雇用支援・トライアル雇用支援・起業支援、民間活用による再就職支援、個別求人開拓）を行う。

【評価結果の概要】

(施策目標の評価)

(1) 高齢者等の雇用の安定・促進

平成18年度から改正高齢者雇用安定法（以下、「改正高齢法」という。）により65歳（男性の年金支給開始年齢に合わせ男女同一の年齢）までの高齢者雇用確保措置（「定年の廃止」、「定年の引上げ」又は「継続雇用制度の導入」）（以下、「雇用確保措置」という。）を講じることが事業主に義務づけられた（義務対象年齢は段階的に引上げられる）。

平成18年度においては「300人以上規模企業のうち65歳以上の高齢者雇用確保措置を講じる企業の割合」を施策目標として実施し、その割合は67.2%となり、平成17年度の41.3%を大幅に上回った。改正高齢法により確保措置の義務対象年齢が65歳となるのは平成25年4月からであり、65歳までの目標値を大きく超えた多くの企業が改正高齢法の義務化スケジュールより前倒しし、より早期に65歳までの高齢者雇用確保措置を講じたといえる。よって、施策目標の達成に向けて進展があったと評価できる。

(2) 障害者の雇用の安定・促進

平成18年度においては、公共職業安定所におけるきめ細かな職業相談・職業紹介の実施、事業主に対する厳正な雇用率達成指導の実施、トライアル雇用やジョブコーチ支援の活用に加え、障害者就業・生活支援センターによる就業面と生活面の支援等、雇用・福祉等との連携の強化を着実に推進した結果、公共職業安定所を通じた就職件数が大幅に増加し、過去最高となるなど、着実な実績を残しており、施策目標に係る指標である「障害者の就職件数（平成18年度から平成22年度の5年間で約22万人以上）」の達成に向け着実な進展があったと評価できる。

(3) 若年者の雇用の安定・促進

若年者雇用対策については、平成15年6月にとりまとめられた「若者自立・挑戦プラン」に基づき、関係府省と密接に連携しつつ、積極的に取り組んできたところであり、平成18年度に実施した「フリーター25万人常用雇用化プラン」については、約35.1万人（速報値）の常用雇用を実現し、目標の25万人を大きく上回る実績を達成したところである。こうしたことにより、いわゆるフリーターの数は、平成15年をピークに3年連続で減少し、平成18年では187万人となっており、各種対策の成果があらわれたものと考えられ、施策目標の達成に向けて進展していると評価できる。

(4) 外国人の雇用の安定・促進

外国人雇用対策については、きめ細かい職業相談・職業紹介等を実施した結果、積極的受入れを推進している専門的・技術的分野の外国人労働者の予備軍である留学生の就職件数が目標を上回るなど、概ね目標を達成したところであり、施策目標の達成に向け進展していると評価できる。

施策に関する
評価結果の概
要と達成すべき
目標等

(5) 就職困難者等の円滑な就職支援

就職困難者等の円滑な就職支援については、特定求職者雇用開発助成金においては、平成15年度には当該助成金の対象者の事業主都合離職割合（1.6%）が同時期における対象ではない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合以下（3.7%）となっており、数値としても1/2以下となっていることから、施策目標を上回る効果を出している。このように、就職困難者等の事業主都合による離職が低く抑えられていることで、就職困難者等の円滑な就職等を図ることに寄与している。

生活保護受給者等就労支援事業においては、支援開始者が平成17年度7,455人から平成18年度10,181人に増加する中、就職者数についても3,083人から6,190人に大幅に増加しており、支援開始者に占める就職者の割合は、平成17年度41.4%から平成18年度60.8%となっている。

さらに、ホームレス就業支援事業においては、当該事業による就業者数が平成17年度が426人に対し、平成18年度においては、908人と大幅に増加している。

また、雇用再生集中支援事業においては、平成18年度中の雇用調整方针对象者数（届出人数）に対する不良債権処理就業支援特別奨励金支給人数の割合は平成17年度31.4%に比べ平成18年度48.5%と達成水準を大きく上回っている。

このように、それぞれの事業が就職困難者等の円滑な就職等を図ることに寄与するものであり、それぞれ施策目標を上回る効果を出している。

以上のことから、施策目標の達成に向けて着実に進展があったと評価できる。

(※太字部分は、重点評価課題該当部分)

(評価結果の分類)

施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

| 施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) | | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 |
|--------------------------|---|--------------|--------------|--------|----------------------------|-----------------------------|
| 1 | 65歳以上定年企業等の割合 (%) (42%以上/平成20年度) | — | — | — | — | 33.0 |
| | 300人以上規模のうち65歳以上の 高齢者雇用確保措置を講じる 企業割合 (%) (45%以上/平成19年度) | — | — | — | 41.3 | 67.2 |
| 2 | 障害者の就職件数 (人) (平成18年度から平成22年度ま での5年間で22万人以上) | 28,354 | 32,885 | 35,871 | 38,882 | 43,987 |
| 3 | フリーター数 (人) (ピーク時(平成15(2003)年 の8割に減少/平成22(2010) 年) | 208 | 217 | 214 | 201 | 187 |
| 4 | 日系人雇用サービスセンターに おける就職率 (%) (18%以上/平成18年度) | — | — | — | — | 17.9 |
| 5 | 一般外国人(留学生を除く外国 人)の就職率 (%) (24%以上/平成18年度) | — | — | — | — | 23.4 |
| 6 | 留学生の就職人数 (人) (300人以上/平成18年度) | — | — | — | — | 338 |
| 7 | 特定求職者雇用開発助成金支給 対象者の事業主都合離職割合 (%) (当該助成金支給後の事業主都 合離職割合が対象ではない者の 事業主都合離職割合以下/平成 18年度) | 2.1 (4.1) | 1.6 (3.7) | — | — | — |
| 8 | 生活保護受給者等就労支援事業 における支援開始者数に占める 就職者数の割合 (%) (40%以上/平成18年度) | — | — | — | 41.4 (3,083) (7,455) | 60.8 (6,190) (10,181) |

| | | | | | | |
|----|--|---|-----|------|------|------|
| 9 | ホームレス就業支援事業における就業者数（人） （450人以上／平成18年度） | - | - | - | 426 | 908 |
| 10 | 当該年度中の雇用調整方针对象者数（届出人数）に対する不良債権処理就業支援特別奨励金支給人数の割合 （35%以上／平成18年度） | - | 6.7 | 37.2 | 31.4 | 48.5 |

（調査名、資料出所、備考）

①指標 1

資料出所：職業安定局調べによる。

備考：

- ・「65歳以上定年企業等」は、51人以上規模企業のうち65歳以上定年企業、65歳以上希望者全員継続雇用制度企業及び定年廃止企業を指し、平成18年度の高年齢者雇用状況報告（平成18年6月1日の状況）から把握。
- ・「42%以上」は、高年齢者雇用状況報告における平成20年6月1日の状況。
- ・平成17年度の割合（41.3%）は、平成18年5月19日までの状況であり、平成18年度の割合（67.2%）は、平成19年4月1日現在の状況を取りまとめたものである。

②指標 2

資料出所：職業安定局調べによる。

備考：公共職業安定所を通じた就職件数である。

③指標 3

資料出所：総務省「労働力調査（詳細結果）」による。

④指標 4～6

資料出所：職業安定局調べによる。

⑤指標 7

備考：

- ・指標の上段は、支給対象労働者に係る支給終了後1年経過後の事業主都合離職割合、下段（括弧内）は、同時期における雇用保険被保険者の事業主都合離職割合である。
- ・平成19年度においては、特定求職者雇用開発助成金の対象者の事業主都合離職割合が対象ではない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合以下となることを目指す。

⑥指標 8

資料出所：事業実施主体提出の事業実施結果報告書（職業安定局調べ）による。

備考：

- ・生活保護受給者等就労支援事業は、平成17年度から事業を開始した。
- ・指標の中段（括弧内）は就職者数、下段（括弧内）は支援開始者数である。

⑦指標 9

資料出所：事業実施主体提出の事業実施結果報告書（職業安定局調べ）による。

備考：

- ・ホームレス就業支援事業は、平成17年度から事業を開始した。

⑧指標 10

資料出所：

- ・雇用調整方针对象者数は職業安定局調べ、不良債権処理就業支援特別奨励金の支給決定人数は（財）高年齢者雇用開発協会調べによる。

備考：平成14年度補正予算により創設（平成14年12月20日事業開始）。

| | 施政方針演説等 | 年月日 | 記載事項(抜粋) |
|--------------------------|---------------------------|---------------|---|
| 関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの) | 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」 | 平成18年7月7日閣議決定 | 「各府省による障害者の受け入れ実習事業の実施、発達障害者の就労支援、自立支援のためのネットワークの構築等、障害者や病気等になった人を政府一体で支援する。」 |
| | 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」 | 平成18年7月7日閣議決定 | 「「年長フリーター」等に対するキャリアコンサルティングの実施、能力や業界の求める条件に即した訓練コースの開発実施等、若者を支援する。」 |
| | | | |